

ノーマライゼーション条例の施行状況に関する意見募集結果

1 意見募集期間

平成27年7月17日（金）から平成27年8月14日（金）まで

2 意見募集の方法

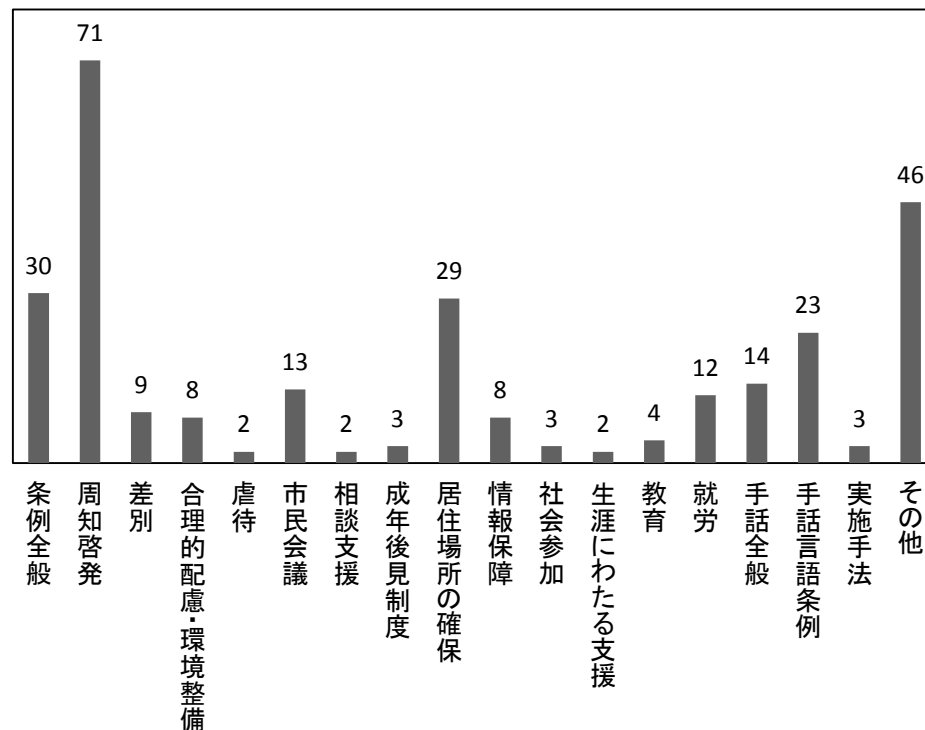
障害者政策委員会委員及び市民会議参加者への案内、障害者協議会への案内、市ホームページへの掲載

3 意見の提出方法

ホームページ、郵送、ファクシミリ、持参

4 提出された意見の概要

- (1) 意見提出者数 209人
- (2) 意見件数 282件
- (3) 意見の分類



- (4) 主な意見の内容 次ページ以降参照

ノーマライゼーション条例の施行状況に関する主な意見

1. 条例全般

- ① 障害者差別解消法と比較し、障害者差別禁止を明文化した条例の内容を高く評価。
- ② 条例の内容は他市と比較しても素晴らしいのではないかと。この条例をこのまま大切にしてほしい。
- ③ 条例は単に理念ではなく、障害のある人や家族の生活の質を高めるものでなくてはならないと考える。
- ④ 条例の謳い文句は美しく理想的だが、現実との乖離があるのではないかと。
- ⑤ 条例が施行されてから何かが変わったという実感はない。
- ⑥ 条例は理念が先行しており、具体性がないためわかりにくい。
- ⑦ ライフステージの変わり目で支援が途切れることのないよう生涯にわたる支援の内容について条例の見直しを行うべき。
- ⑧ 条例の第3章の内容については権利条約と比較して更なる議論を行うべき。
- ⑨ ノーマライゼーション条例を基本とし、障害別の条例を検討すべきではないかと。

2. 周知啓発

- ① 条例が施行されても浸透まで一定の時間がかかるのはやむを得ない。
- ② ノーマライゼーションという言葉に馴染みのない人が多い。
- ③ 条例が市民に浸透していないとの指摘があり、条例の更なる周知を進めるべきではないかと。
- ④ 障害者にも条例が周知されておらず、一般の方も含めて更なる周知が必要ではないかと。
- ⑤ 行政をはじめとする各支援機関に対する条例の周知啓発を進める必要があるのではないかと。
- ⑥ 条例は支援者にとっての羅針盤にもなっており、条例に関する周知を支援者に対しても進めていくことが必要。
- ⑦ 条例の簡明版冊子は大変よくできており、学校の授業で活用し、子ども同士の意見交換が行われることを期待。

3. 差別

- ① 差別を受けても声をあげることのできない障害者の声を聞いてほしい。
- ② 条例が現実の障害者差別解消に役立っているのか実感が薄い。
- ③ 障害者や障害そのものについての理解や経験不足が差別につながっているのではないか。
- ④ 病気のことを公然と話せないなど、障害者を取り巻く環境はまだ依然として厳しい状況に変わりはない。
- ⑤ 完全看護のはずなのにもかかわらず、障害を理由に入院時の付き添いを求められるなど、理解が不足しているのが実態。
- ⑥ 精神障害者が救急医療を拒否されている実態があるのではないか。

4. 合理的配慮・環境整備

- ① 歩道の段差、点字ブロック上の駐輪、路上での販売品の陳列など、環境整備や合理的配慮の課題が多い。
- ② 公的機関周辺を除き、バリアフリー化がまだまだ進んでいないのではないか。
- ③ 一般の小売店や飲食店ではまだまだバリアフリー化が進んでいない。
- ④ 目に見える部分の合理的配慮が優先されているが、目に見えない障害についても配慮が必要。
- ⑤ 合理的配慮についてどのように周知していくのか検討が必要ではないか。

5. 市民会議

- ① 市民会議はさまざまな関係者の意見を吸い上げるツールとして重要な役割を果たしているのではないか。
- ② 障害者施策の推進や意見聴取の場として市民会議は大きな役割を果たしている。
- ③ 市民会議で他の障害種別の方の話聞くのは大変勉強になるが、一般の方の参加が少ない。

6. 相談支援

- ① ノーマライゼーション条例が制定されたことにより、障害のある人の権利擁護にかかわる支援が、施行前に比べて進めやすくなった。
- ② 計画相談の導入にあたっては当事者・家族・支援者に混乱があったことも認めないが、今後、制度の運用についての検証が必要ではないか。

7. 居住の場所の確保

- ① 親亡き後の不安を取り除くためにも、居住場所の確保や成年後見制度の充実を図るべきではないか。
- ② 親の高齢化に伴い、居住の場の確保の問題が深刻となっている。ホームの整備にとどまらず、職員の育成や処遇改善にも取り組むことが必要ではないか。
- ③ グループホームや賃貸住宅への入居など、居住場所の確保については多くの意見があることを踏まえて施策を進めるべき。
- ④ 条例があるにもかかわらず、精神障害者に対するアパートの賃貸契約拒否など、差別が横行しているため、周知を徹底していくことが必要ではないか。
- ⑤ 居住の場の確保では、現実の不動産の対応は条例の内容と乖離しているように感じられる。
- ⑥ 居住場所の確保の観点から、「優先賃貸」を行う業者にインセンティブを与える施策を検討するべきではないか。

8. 意思疎通が困難な障害者に対する施策

- ① 健聴者も子どものころから手話を学ぶことが当たり前となる社会環境を実現すべきではないか。
- ② 手話を早期から教育の中で覚え始める取組が必要ではないか。
- ③ 手話通訳の利用時間をさらに増やす必要があるのではないか。
- ④ 職場で筆談に応じてもらえないなど、声を上げられない聴覚障害者の現状を理解すべきではないか。
- ⑤ ノーマライゼーション条例と別に手話言語条例を制定する必要があるのではないか。
- ⑥ 聴覚6級だが、ろう者も含め、老人性難聴や手帳を取得していない難聴者のために、講座等におけるパソコンテイクを推進すべきではないか。
- ⑦ 聴覚障害者向けに視覚による情報保障をより充実すべきではないか。
- ⑧ 視覚障害者への情報提供施策として、デイジー方式による音声資料化を推進していくことが必要ではないか。

9. 教育

- ① 共生社会に向けてインクルーシブ教育などの新しい概念が出てきたが、学校現場への浸透はまだまだであり、研修などを通じて誰でもわかる授業づくりにもっと取り組むべきではないか。

- ② 障害への理解を深めるためには、早期の教育の機会や身近な場所での普及啓発などが必要ではないか。

10. 就労

- ① 就労は人生の中でも高い割合を占めているが、障害者の職業選択の幅は狭く、支援が必要。
- ② 障害者にとって希望する職種への門戸が狭い。自分に見合った職種と就労条件での雇用が保障されるべきはないか。
- ③ 精神障害者が就職活動をする際に企業からまともに取り合ってもらえないことが多く、就労支援が必要。
- ④ 市の障害者雇用を身体障害に限定している点など、採用条件の現状は条例の条文に照らして差別と判断せざるを得ないのではないか。
- ⑤ 特別支援学校に入学する生徒数が増えているが、卒業者に見合った就労先が増えていない。一般就労を続けられる環境の整備が必要。

11. その他

■実施手法

- ① 条例の施行状況の検討に当たっては障害者政策委員会や市民会議における十分な議論が必要ではないか。
- ② 条例の施行状況の検討に当たってはワーキンググループを設置するなどした上で、これまでの福祉施策も踏まえて検討を行う必要があるのではないか。
- ③ 障害者団体の役員や事業所の代表からの意見だけでなく、組織に所属していない一般の障害者へのアプローチを工夫する必要があるのではないか。

■その他

- ① 65才になると介護保険の適用が優先されるが、必要な障害サービスが必要な時に受けられることが重要ではないか。
- ② 障害について一般の人への理解を進めるとともに、障害者自身も自分のことを理解し、自分に甘んじることなくまわりの環境に合わせることも重要。
- ③ 施策全体を俯瞰することも大切だが、もっと障害者個々の困難に目を向ける必要があるのではないか。
- ④ 障害者の親の高齢化により、今後、障害者が親を介護する問題も出てくる。
- ⑤ 要援護者名簿は事前に開示し、障害特性を把握しておかないと民生委員や家族は安心できないのではないか。

前回の障害者政策委員会（6月30日）における主な意見

1. 条例全般

- ① 100人委員会を通じて市民参加により条例をつくりあげた経緯には大きな意味がある。
- ② 条例の理念はすばらしいと思うが、実質的な部分にも目を向けることが必要ではないか。
- ③ 条例や法律などの理念はすばらしいが、現実には視覚障害者が一人で暮らしていけるような状況ではない。
- ④ 条例は事業所と行政が権利侵害について共通認識を持てる拠り所となった。
- ⑤ 虐待防止法と比較して、条例についての市内の事業所の認知は高くない。法律ができたため、かえって条例のことがわかりにくい部分があるのではないか。
- ⑥ 条例施行後に関係する法令等が整備されると条例の位置付けがあいまいになる面は否定できない。条例で実体的に物事を動かすというよりは、虐待防止や差別禁止などに関するさいたま市の理念を示すことが条例の役割となるのではないか。
- ⑦ 条例が施行されて数年で障害福祉の分野が大きく変わったわけではないが、10年から20年のスパンで見れば、相当変わっているのではないか。

2. 周知啓発

- ① 条例の施行状況の検討の機会を通じて、広く意見を求め、もう一度条例の意味を考え、一層の周知を図ることが重要ではないか。
- ② 条例の周知啓発に用いる資料の一例として、教育的にもっと簡単に理解できる資料があってもいいのではないか。

3. 差別

- ① 精神障害者の医療機関受診拒否の問題など、条例の理念にそぐわない実態があり、条例の理念が各方面に行きわたっていないと感じる。

4. 意思疎通が困難な障害者に対する施策

- ① 視覚障害者は情報弱者であり、さまざまな文書のデジタイ化を進めるべき。

5. 社会参加

- ① 納税している障害者といえど、障害を理由として移動支援の自己負担などさまざまな費用負担がある。福祉タクシー券など社会活動における移動権に対する配慮が必要。

6. 教育

- ① 知的障害を対象とした市立の特別支援学校がないため、県立の特別支援学校の定員や教室の不足は深刻。

7. 就労

- ① 一般企業では条例のことはほぼ話題にならないが、障害者雇用を進める企業を中心に合理的配慮に対する意識の高まりが期待される。

8. その他

- ① 居住の場の確保のほか、合理的配慮や意思決定支援についての検討が必要ではないか。
- ② これまでの国の法制度等の変遷に合わせて随時条例の見直しを行うことが必要ではなかったか。
- ③ 条例についての理解を深めるため、当事者も含めた小委員会等を開催し、十分な意見交換の時間を確保する必要があるのではないか。
- ④ 障害者政策委員会と市民会議の関連性を十分考慮して、委員会や会議の日程を設定するべきではないか。
- ⑤ 65歳以上の高齢障害者にとっては多くのサービスが介護保険から給付されるため、障害福祉制度より介護保険制度に対する関心が高いのが実情。
- ⑥ 障害者総合支援法の施行により難病患者がサービス利用の対象となり、また対象疾患も拡大するなど、サービス利用の環境が整ってきた面もあるのではないか。